

## 1 環境行政のマスタープラン

環境基本計画は、小樽市環境基本条例第8条により策定が規定されており、同条例第3条に掲げる環境の保全及び創造に関する基本理念の実現に向け、本市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題に対処するための環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政のマスタープランである。第1次基本計画の計画期間（H27～R6）が令和6年度に満了を迎えるため、令和5、6年度の2か年で第2次基本計画を策定する。

基本理念  
(第3条)

- ① 良好な環境を確保し将来の世代へ継承していく
- ② 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築する
- ③ 市民、事業者、市が相互に協力・連携する
- ④ 地球環境保全に自主的かつ積極的に取り組む

## 2 社会情勢・環境問題の大きな変化への対応

第1次基本計画の策定以降、国連では「**持続可能な開発目標【SDGs】**」や「**パリ協定**」が採択され、政府では「**2050年カーボンニュートラル**」の表明、本市においても「**ゼロカーボンシティ小樽市**」の表明、**温暖化対策推進実行計画【区域施策編】**を策定し、将来の**再エネ導入目標**を設定した。その他、**海洋プラスチック**や**食品ロス**など新たな課題も生じており、本市においてもこれら近年の社会情勢や新たな環境問題に対応した環境基本計画を策定する必要がある。



- ・SDGs
- ・気候変動
- ・脱炭素
- ・再エネ導入目標
- ・海洋プラスチック
- ・食品ロス



「ゼロカーボンシティ小樽市」

新たな課題  
への対応

## 3 環境の分野

<p><b>自然環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林保全</li> <li>・生物多様性等</li> </ul>	<p><b>生活環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気・水</li> <li>・騒音・振動等</li> </ul>	<p><b>社会環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・緑地</li> <li>・景観・まちなみ等</li> </ul>
<p><b>廃棄物・資源循環</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3R推進</li> <li>・食品ロス対策等</li> </ul>	<p><b>地球環境</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボン</li> <li>・気候変動対策等</li> </ul>	<p><b>環境学習 環境活動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の充実</li> <li>・環境保全意識の向上等</li> </ul>

## 4 計画の内容

- (1) 計画の基本的事項
  - ・計画策定の考え方、国内外の社会情勢の整理、関連計画との整合性を確認する。
- (2) 市の概況及び環境
  - ・気象、人口、世帯、産業構造、土地利用等、市の概要及び市の環境の現状を整理する。
- (3) 環境の現状等の整理
  - ・現行の第1次基本計画の成果指標及び環境に関する情報を収集し、現状を整理する。
  - ・施策ごとの現状、目標達成状況等を検証し、今後の方針などを整理する。
- (4) 施策ごとの課題の整理
  - ・社会情勢やアンケート調査、施策の検証結果を踏まえ、各分野の課題を整理する。
- (5) 望ましい環境像の検討
  - ・望ましい環境像の検討、環境像を実現するための基本目標を設定する。
- (6) 施策の検討及び指標の設定
  - ・目標の達成に向けた施策及び具体的な取組を検討する。
  - ・環境施策に対する指標、数値目標を設定する。
- (7) 地域気候変動適応計画の内包
  - ・国の気候変動適応計画を踏まえ適応策の拡充を検討し、地域気候変動適応計画として位置付ける。
- (8) 計画の進行管理手法
  - ・施策及び取組の達成状況を適切に把握するため、推進体制・進行管理手法を整備する。
- (9) その他
  - ・本市の環境や環境政策に関する市民アンケート調査の実施
  - ・市民ワークショップの開催

## 5 現計画からの変更点

- (1) 計画期間の変更  
第1次計画では、計画期間を10年と設定したが、第2次計画は他の関連計画と終了年度を合わせ、計画期間を6年（令和7～12年度）とし、令和13年度以降は関連計画を統合する。

計画	H27	...	R4	R5	R6	R7	...	R12	R13	...
温暖化対策推進実行計画										
環境基本計画										

※ 統合範囲はR4～R12、R13以降は統合される。

- (2) 地域気候変動適応計画の内包  
地域気候変動適応計画は、気候変動適応法第12条により、自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、策定するよう努めるものとされている。温室効果ガス排出を抑制する「緩和策」に加え、新たに「適応策」に取り組み、気候変動適応に関する施策の拡充を図る。

